

## ○天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量除去率90パーセント以上のもので、放流水の生物化学的酸素要求量の数値が1リットルにつき1日平均で20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものであって、平成13年3月31日以前に設置されたものをいう。
- (3) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する基準に適合する汲み取り便所の便槽をいう。
- (4) 浄化槽の転換 既存の単独処理浄化槽、汲み取り便槽から浄化槽へ施設の転換をすることをいう。
- (5) 住宅 浄化槽を設置する個人及びその家族の生活の用のみに供する住宅（以下「専用住宅」という。）又は生活の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（以下「併用住宅」という。）であって、生活の用に供する部分の床面積が、建築延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。
- (6) 自治公民館 一定の地域の自治組織によって設置された当該自治組織の活動等の用に供することを目的とした建物をいう。
- (7) 宅内配管 浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、柵の設置及び住居敷地に隣接する側溝等までの放流管をいう。

### (補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、次に掲げる区域を除く天草市全域とする。

(1) 下水道認可区域（下水道整備が当分の間（原則として7年以上）見込まれない地域のうち、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域を除く。）

(2) 集落排水事業整備計画承認区域

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、補助対象地域内において、次のいずれかに該当する者であって浄化槽の設置又は転換をしようとするものとする。

(1) 住宅の所有者であって、浄化槽使用開始報告後30日以内に浄化槽設置場所の住宅に住所を有する者（既に有している者を除く。）

(2) 自治公民館を管理する者

(3) 住宅等を借りている者（借りている住宅等の所有者から浄化槽の設置及び所有についての承諾を受けているものに限る。）であって、浄化槽使用開始報告後30日以内に浄化槽設置場所の住宅に住所を有する者（既に有している者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 販売を目的とした住宅に浄化槽を設置する者

(3) 賃貸住宅、宿舎等の営利を目的として浄化槽を設置する者

(4) 既存の浄化槽を更新・改築及び設置する者。ただし、災害に伴うものは除く。

(5) 市税等の滞納がある者

（補助金の限度額）

第5条 設置費用の補助金の額は、別表の補助金額を補助することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この要領に定める補助金以外の補助金の交付を受けるときの同項の限度額は、同項各号に定める限度額から浄化槽の整備費及び宅内配管工事費に係る当該補助金の交付額を減じた額とする。ただし、補助金対象範囲については、見積書・図面等を提出し協議を行う。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助

金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間（法第5条第2項に規定する期間をいう。）を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
  - (2) 設置場所の案内図
  - (3) 建物の平面図（建築用途別の延べ面積が分かるもの）
  - (4) 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図
  - (5) 工事請負契約書の写し、工事見積書（内訳書）
  - (6) 一般財団法人日本建築センターが発行する型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し（施工図）
  - (7) 工事監督者の浄化槽設備士免状の写し
  - (8) 10人槽以下の浄化槽の設置にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合した登録証の写し、浄化槽管理票（C票）及び浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
  - (9) 浄化槽の転換にあつては、既存の便槽が確認できる書類及び写真・宅内配管工事の見積書
  - (10) 市外在住者にあつては、市税等の滞納のない証明書（納税証明書）
  - (11) 浄化槽設置における誓約書（様式第1号の2）
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
- 2 前項各号に掲げるもののうち、前項第2号、第3号及び第6号においては、浄化槽維持管理通知書の写しをもって提出されたものとみなす。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の申請を取り下げようとするときは、補助金交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日までに天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）第6条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、第7条第2項の規定による決定通知を受けた後、事業の内容等に変更が生じたときは、浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請に係る内容等が適正であると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(1) 補助金の交付決定額の変更を伴う変更の承認をした場合 浄化槽設置整備事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)

(2) 前号に掲げる変更以外の変更の承認をした場合 浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認通知書(様式第6号)

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、直ちに浄化槽設置整備事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとし、その提出期限は、事業完了日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(1) 法第10条の2第1項の規定により提出する浄化槽使用開始報告書の写し

(2) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定により行う検査に係る検査依頼書の写し

(3) 法第8条に規定する浄化槽の保守点検及び法第9条に規定する浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し

(4) 工事写真及びチェックリスト

(5) 単独処理浄化槽の転換にあつては、既存の単独処理浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し

(6) 浄化槽の転換に伴い、既存の便槽を撤去する場合にあつては、撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し

(7) 設置工事等に係る領収書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第8号)により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第12条 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 天草市補助金等交付規則第16条第1項に規定される事項に該当したとき。
- (2) 補助金の交付決定通知書又は交付確定通知書に付した条件又はこの要領に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、天草市補助金等交付規則の定めるところによる。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。。

## 別表（補助金限度額）

人槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
11～100人槽	市長が別に定める額

補助加算額	
浄化槽の転換の場合 但し、住宅の新築若しくは増改築で延床面積が2倍を超える場合、又は増改築により処理対象人員が増える場合を除く	
5人槽	86,000円
7人槽	107,000円
10人槽	139,000円
11～100人槽	市長が別に定める額
浄化槽の転換の場合	
汲取り便槽を撤去処分する場合	90,000円
単独処理浄化槽を撤去する場合	120,000円
宅内配管工事	宅内配管工事に要する費用の額 (千円未満切り捨てる)、又は30万円のいずれか少ない額

(備考) 併用住宅は、生活の用に供する部分について算定した人槽区分による。  
便槽とは、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽のことをいう。